

小樽市共生型訪問型サービス(独自)サービスコード表 (小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱訪問型サービス費(2)の(1)指定居宅介護事業所が行う場合×100%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1121	訪問型サービスⅠ／2	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2121	訪問型サービスⅠ／2日割		日割りの場合	39単位	39	1日につき
A2	1221	訪問型サービスⅡ／2		(2) 1週に2回程度の場合 2,349単位		2,349	1月につき
A2	2221	訪問型サービスⅡ／2日割		日割りの場合	77単位	77	1日につき
A2	1331	訪問型サービスⅢ／2		(3) 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位		3,727	1月につき
A2	2331	訪問型サービスⅢ／2日割		日割りの場合	123単位	123	1日につき
A2	C221	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ／2	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 12単位減算	-12	1月につき	
A2	C230	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ／2日割り		日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C222	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ／2		(2) 1週に2回程度の場合 23単位減算		-23	1月につき
A2	C223	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ／2日割り		日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C224	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ／2		(3) 1週に2回を超える程度の場合 37単位減算		-37	1月につき
A2	C225	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ／2日割り		日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	4011	訪問型サービス初回加算／2	□ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4013	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ／2	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4012	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6112	訪問型サービス口腔連携強化加算／2	ニ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	1月につき	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		

- ※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
- ※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで使用するサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市共生型訪問型サービス(独自)サービスコード表 (小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱訪問型サービス費(2)の(2)指定居宅介護事業所が行う場合×70%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1131	訪問型サービスⅠ／3	(1) 1週に1回程度の場合 1176単位 × 70% = 823単位	823	1月につき	
A2	2131	訪問型サービスⅠ／3日割	823単位 日割りの場合	27	1日につき	
A2	1231	訪問型サービスⅡ／3	(2) 1週に2回程度の場合 2349単位 × 70% = 1644単位	1,644	1月につき	
A2	2231	訪問型サービスⅡ／3日割	1,644単位 日割りの場合	54	1日につき	
A2	1341	訪問型サービスⅢ／3	(3) 1週に2回を超える程度 の場合 3727単位 × 70% = 2609単位	2,609	1月につき	
A2	2341	訪問型サービスⅢ／3日割	2,609単位 日割りの場合	86	1日につき	
A2	C231	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ／3	(1) 1週に1回程度の場合	8単位減算	-8	1月につき
A2	C240	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ／3日割り	日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C232	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ／3	(2) 1週に2回程度の場合	16単位減算	-16	1月につき
A2	C233	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ／3日割り	日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C234	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ／3	(3) 1週に2回を超える程度 の場合	26単位減算	-26	1月につき
A2	C235	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ／3日割り	日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算Ⅲ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4021	訪問型サービス初回加算／3	□ 初回加算	200単位加算	200	
A2	4023	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ／3	ハ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A2	4022	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ／3	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6122	訪問型サービス口腔連携強化加算／3	ニ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		

- ※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
- ※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで使用されるサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市共生型訪問型サービス(独自)サービスコード表 (小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱訪問型サービス費(2)の(3)重度訪問介護事業者等が行う場合×93%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1141	訪問型サービスⅠ／4	(1) 1週に1回程度の場合 1,094単位	1176単位 × 93% = 1094単位	1,094 1月につき
A2	2141	訪問型サービスⅠ／4日割	日割りの場合	36単位	36 1日につき
A2	1241	訪問型サービスⅡ／4	(2) 1週に2回程度の場合 2,185単位	2349単位 × 93% = 2185単位	2,185 1月につき
A2	2241	訪問型サービスⅡ／4日割	日割りの場合	72単位	72 1日につき
A2	1351	訪問型サービスⅢ／4	(3) 1週に2回を超える程度 の場合 3,466単位	3727単位 × 93% = 3466単位	3,466 1月につき
A2	2351	訪問型サービスⅢ／4日割	日割りの場合	114単位	114 1日につき
A2	C241	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ／4	(1) 1週に1回程度の場合	11単位減算	-11 1月につき
A2	C250	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ／4日割り	日割りの場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C242	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ／4	(2) 1週に2回程度の場合	21単位減算	-21 1月につき
A2	C243	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ／4日割り	日割りの場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C244	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ／4	(3) 1週に2回を超える程度 の場合	34単位減算	-34 1月につき
A2	C245	訪問型高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ／4日割り	日割りの場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算Ⅲ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4031	訪問型サービス初回加算／4	□ 初回加算	200単位加算	200
A2	4033	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ／4	ハ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100 1月につき
A2	4032	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ／4	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6132	訪問型サービス口腔連携強化加算／4	ニ 口腔連携強化加算	50単位加算	50 1回につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算	

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで使用されるサービスコードのため、サービスコードは共通となります

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

小樽市共生型通所型サービス(独自)サービスコード表(小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱通所型サービス費②の(1)指定居宅介護事業所が行う場合×93%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A6	1311	通所型サービス1/3	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度利用) 1,672単位	1,672	1月につき	
A6	1312	通所型サービス1/3日割		日割の場合		55	1日につき
A6	1321	通所型サービス2/3		事業対象者・要支援2(週2回程度 利用) 3,368単位		3,368	1月につき
A6	1322	通所型サービス2/3日割	日割の場合	111	1日につき		
A6	C231	通所型高齢者虐待防止未実施減算1/3	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援 2(週1回程度利用) 17単位減算	-17	1月につき	
A6	C232	通所型高齢者虐待防止未実施減算1/3日割り		日割の場合		1	1日につき
A6	C233	通所型高齢者虐待防止未実施減算2/3		事業対象者・要支援2(週2回程度 利用) 33単位減算		-33	1月につき
A6	C234	通所型高齢者虐待防止未実施減算2/3日割り		日割の場合			1
A6	D231	通所型業務継続計画未策定減算1/3	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援 2(週1回程度利用) 17単位減算	-17	1月につき	
A6	D232	通所型業務継続計画未策定減算1/3日割り		日割の場合		1	1日につき
A6	D233	通所型業務継続計画未策定減算2/3		事業対象者・要支援2(週2回程度 利用) 33単位減算		-33	1月につき
A6	D234	通所型業務継続計画未策定減算2/3日割り		日割の場合			1
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A6	6135	通所型サービス同一建物減算1/3	事業所と同一の建物に居住する 又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	-376	
A6	6136	通所型サービス同一建物減算2/3			事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	-752	
A6	5832	通所型サービス送迎減算/3	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	片道につき	
A6	5030	通所型生活向上グループ活動加算/3	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	6139	通所型サービス若年性認知症受入加算/3	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6130	通所型サービス栄養アセスメント加算/3	ニ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6	5023	通所型サービス栄養改善加算/3	ホ 栄養改善加算		200単位加算	200	
A6	5024	通所型サービス口腔機能向上加算 1/3	ヘ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6	5031	通所型サービス口腔機能向上加算 Ⅱ/3		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6	6330	通所型一体的サービス提供加算/3	ト 一体的サービス強化加算		480単位加算	480	
A6	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ 1	チ 選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ 3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6031	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ 1/3	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	88単位加算	
A6	6032	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ 2/3			事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	176単位加算	
A6	6137	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ 1/3		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	72単位加算	
A6	6138	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ 2/3			事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	144単位加算	
A6	6133	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ 1/3		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	24単位加算	
A6	6134	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ 2/3			事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	48単位加算	
A6	4021	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3		リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100
A6	4022	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/3		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 2	運動機能向上加算を算定している場合		100単位加算	100	
A6	6220	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/3	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	
A6	6221	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/3		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6331	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/3	ル 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ラ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算		
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算		
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算		
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算		カ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A6	8007	通所型サービス1/3・定超	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,672	1月につき	
A6	8008	通所型サービス1/3日割・定超				55	1日につき
A6	8017	通所型サービス2/3・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)		3,368	1月につき
A6	8018	通所型サービス2/3日割・定超				111	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A6	9007	通所型サービス1/3・欠	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,672	1月につき	
A6	9008	通所型サービス1/3日割・欠				55	1日につき
A6	9017	通所型サービス2/3・欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)		3,368	1月につき
A6	9018	通所型サービス2/3日割・欠				111	1日につき

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、

「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は通所型サービスのすべてのパターンで使用されるサービスコードのため、サービスコードは共通となります

小樽市共生型通所型サービス(独自)サービスコード表(小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱通所型サービス費(2)の(2)自立訓練事業所が行う場合×95%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
A6	1411	通所型サービス1/4	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度利用) 1,708単位	1,708	1,708	
A6	1412	通所型サービス1/4日割		日割の場合	56	56	
A6	1421	通所型サービス2/4		事業対象者・要支援2(週2回程度 利用) 3,440単位	3,440	3,440	
A6	1422	通所型サービス2/4日割		日割の場合	113	113	
A6	C241	通所型高齢者虐待防止未実施減算1/4	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援 2(週1回程度利用)	17	-17	
A6	C242	通所型高齢者虐待防止未実施減算1/4日割り		日割の場合	1	-1	
A6	C243	通所型高齢者虐待防止未実施減算2/4		事業対象者・要支援2(週2回程度 利用)	34	-34	
A6	C244	通所型高齢者虐待防止未実施減算2/4日割り		日割の場合	1	-1	
A6	D241	通所型業務継続計画未策定減算1/4	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援 2(週1回程度利用)	17	-17	
A6	D242	通所型業務継続計画未策定減算1/4日割り		日割の場合	1	-1	
A6	D243	通所型業務継続計画未策定減算2/4		事業対象者・要支援2(週2回程度 利用)	34	-34	
A6	D244	通所型業務継続計画未策定減算2/4日割り		日割の場合	1	-1	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6145	通所型サービス同一建物減算1/4	事業所と同一の建物に居住する 又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場合 事業所が送迎を行わない場合	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	-376	
A6	6146	通所型サービス同一建物減算2/4		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	-752		
A6	5642	通所型サービス送迎減算1/4			47	片道につき	
A6	5040	通所型生活向上グループ活動加算1/4	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100	100	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225	225	
A6	6149	通所型サービス若年性認知症受入加算1/4	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240	240	
A6	6140	通所型サービス栄養アセスメント加算1/4	ニ 栄養アセスメント加算		50	50	
A6	5033	通所型サービス栄養改善加算1/4	ホ 栄養改善加算		200	200	
A6	5034	通所型サービス口腔機能向上加算1/4	ヘ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	150	
A6	5041	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ/4		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	160	
A6	6340	通所型一体的サービス提供加算1/4	ト 一体的サービス強化加算		480	480	
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	チ サービス提供体制強化加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480	
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480	480	
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480	480	
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700	700
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算		リ 事業所評価加算		120	120
A6	6041	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1/4	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	88	
A6	6042	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2/4		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	176	176	
A6	6147	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1/4		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	72	72
A6	6148	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2/4		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	144	144	
A6	6143	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ1/4		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	24	24
A6	6144	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ2/4		事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	48	48	
A6	4031	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/4		リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月以内を限度)	100	100
A6	4032	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/4		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2		運動機能向上加算を算定している場合	100	100	
A6	6230	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/4		ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20	20
A6	6231	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/4	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5	5	
A6	6341	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算1/4	ル 科学的介護推進体制加算		40	40	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ラ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算		
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算		
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算		
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算		カ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6	8021	通所型サービス1/4・定超	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,708	1,196
A6	8022	通所型サービス1/4日割・定超			56	
A6	8031	通所型サービス2/4・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,440	2,408
A6	8032	通所型サービス2/4日割・定超			113	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6	9021	通所型サービス1/4・欠	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,708	1,196
A6	9022	通所型サービス1/4日割・欠			56	
A6	9031	通所型サービス2/4・欠		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,440	2,408
A6	9032	通所型サービス2/4日割・欠			113	

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、

「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は通所型サービスのすべてのパターンで使用されるサービスコードのため、サービスコードは共通となります

小樽市共生型通所型サービス(独自)サービスコード表(小樽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱通所型サービス費(2)の(3)児童発達支援、放課後デイが行う場合×90%)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A6	1511	通所型サービス1/5	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度利用) 1,618単位	1,618	1月につき	
A6	1512	通所型サービス1/5日割		日割の場合	53	53	1日につき
A6	1521	通所型サービス2/5	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援2(週2回程度 利用) 3,259単位	3,259	1月につき	
A6	1522	通所型サービス2/5日割		日割の場合	107	107	1日につき
A6	C251	通所型高齢者虐待防止未実施減算1/5	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援 2(週1回程度利用)	16	1月につき	
A6	C252	通所型高齢者虐待防止未実施減算1/5日割り		日割の場合	1	-1	1日につき
A6	C253	通所型高齢者虐待防止未実施減算2/5		事業対象者・要支援2(週2回程度 利用)	32	32	1月につき
A6	C254	通所型高齢者虐待防止未実施減算2/5日割り		日割の場合	1	-1	1日につき
A6	D251	通所型業務継続計画未策定減算1/5	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援 2(週1回程度利用)	16	1月につき	
A6	D252	通所型業務継続計画未策定減算1/5日割り		日割の場合	1	-1	1日につき
A6	D253	通所型業務継続計画未策定減算2/5		事業対象者・要支援2(週2回程度 利用)	32	32	1月につき
A6	D254	通所型業務継続計画未策定減算2/5日割り		日割の場合	1	-1	1日につき
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A6	6155	通所型サービス同一建物減算1/5	事業所と同一の建物に居住する 又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	-376	
A6	6156	通所型サービス同一建物減算2/5		事業所が送迎を行わない場合	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	752	1月につき
A6	5652	通所型サービス送迎減算/5			47	47	片道につき
A6	5050	通所型生活向上グループ活動加算/5	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100	100	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225	225	
A6	6159	通所型サービス若年性認知症受入加算/5	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240	240	
A6	6150	通所型サービス栄養アセスメント加算/5	ニ 栄養アセスメント加算		50	50	
A6	5043	通所型サービス栄養改善加算/5	ホ 栄養改善加算		200	200	
A6	5044	通所型サービス口腔機能向上加算1/5	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ) (2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		150	150	
A6	5051	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ/5			160	160	
A6	6350	通所型一体的サービス提供加算/5	ト 一体的サービス強化加算		480	480	
A6	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	チ 選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480	
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480	
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480	480	
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700	700	
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120	120	
A6	6051	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1/5	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	88	
A6	6052	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2/5		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	176	
A6	6157	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1/5		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	72	
A6	6158	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2/5		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	144	
A6	6153	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ1/5		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	24	
A6	6154	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ2/5		(3)生活機能向上連携加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回程度利用)	48	
A6	4041	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/5		リ 生活機能向上連携加算		100	100
A6	4042	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/5			200	200	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2	運動機能向上加算を算定している場合		100	100	
A6	6240	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/5	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20	20	
A6	6241	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/5		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5	5	
A6	6351	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/5	ル 科学的介護推進体制加算		40	40	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算		所定単位数の59/1000加算		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の43/1000加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ			所定単位数の23/1000加算		
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員等特定処遇改善加算		所定単位数の12/1000加算		
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の10/1000加算		
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6	8024	通所型サービス1/5・定超	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,618	1月につき
A6	8025	通所型サービス1/5日割・定超		日割の場合	53	37
A6	8034	通所型サービス2/5・定超	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,259	1月につき
A6	8035	通所型サービス2/5日割・定超		日割の場合	107	75

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6	9024	通所型サービス1/5・欠	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度利用)	1,618	1月につき
A6	9025	通所型サービス1/5日割・欠		日割の場合	53	37
A6	9034	通所型サービス2/5・欠	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,259	1月につき
A6	9035	通所型サービス2/5日割・欠		日割の場合	107	75

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は通所型サービスのすべてのパターンで使用されるサービスコードのため、サービスコードは共通となります